

前、二分五厘、一分積立金ハ船夫一同ニ發表サレ
タン

第三項

公務傷害二百圓以下ハ共済金ニテ負担ノコト、一百
圓以上ハ店主ニ於テ半額負担ニラレシ

第四項

公務傷害全快迄全文込ニ支給サレタシ、但シ前記
仕込金、中一日金一圓也、宗族手當トシニ支給サ
レタシ

第五項

私病、場合ニシテ月間、平常、通、仕込金ヲ賞典サ
レタシ、其後ハ協議結果最善、方法ニ講セラレシ
事大項、不幸、事變突發、場合ハ金三十圓以上賞典ケンシ
シ其、返済、取金コリ引、事

第六項

蓄金三十圓金全拾立圓ハ船、大小ナク賞典ナレタシ
但仕込金ヨリ毎月返済スルコト

第七項

仕込金ハ現在、終下ケサルスト

第八項

第九項 仕込金ヨリ輸出の場合ハ取金、三分ノ一文給タレ
タン

第十項

從來店者話後ハ微聲シ組合幹部ヲ認メラレタシ
如解消條件

一、船夫相互會、負担額ハ船支金五十錢、補助金五十錢ト久
ニ称高ニ付タル二分五厘、歩合ハ全部共済會ニ組入ル、事
船支金支拂、傷害保險ニ加入ロシル件、保留

但シ互助會ニ對シ船主ハ每期決算毎ニ金一百圓程度ノ補
助ヲナス事アルヘシ

共済金基金ハ每期決算、上發表タルコト積立金ハ店會計
ニ於テ保管ス

三、公務傷害二百圓以下共済會負担ノ事

四、公務傷害全快迄仕込金ニ支給ス前記ノ内一日一圓ノ割合
ニテ宗族手當ヲ文給ス